

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく手数料の額を定める規程

令和3年8月13日地情機規程第18号
改正 令和6年10月30日地情機規程第22号
改正 令和7年5月1日地情機規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の5第1項の規定に基づき、個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が定めることとされている手数料の額を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 前条の規定による手数料の額は、1件につき800円とする。ただし、法第16条の2第3項の申出をした者にあつては、1件につき1,800円とする。

(手数料を無料とする範囲)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、手数料を無料とする。

- (1) 個人番号カードの交付を受けている者が当該個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該個人番号カードの機能が損なわれた場合の個人番号カードの再発行を行う場合であつて、市町村若しくは機構に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合
- (2) 個人番号カードの交付を受けている者の当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満（国外転出者にあつては1年未満）となった場合の再交付又は当該個人番号カードの追記欄の余白が無くなったことにより、再発行を行う場合
- (3) 個人番号カードの交付を受けている者が、その者に係る個人番号若しくは住民票コードの変更、市町村若しくは機構の過失による誤交付、国外からの転入に伴う再交付申請（国外転出時に当該個人番号カードの国外継続利用手続を行わなかった場合に限る。）又は記載事項の変更（特別養子縁組による氏名及び性別変更による性別に限る。）のために当該個人番号カードを返納した後に、再発行を行う場合
- (4) 個人番号カードの交付を受けている者が、当該個人番号カードの国外継続利用手続を行うことなく国外転出をした場合の国外転出者向け個人番号カードの再発行を行う場合であつて、国外転出予定日から90日以内に再交付申請を行う場合（ただし、国外転出予定日前に当該個人番号カードを返納した場合を除く。）

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定にかかわらず、当分の間、個人番号カードの発行に係る事務手数料については、個人番号カードの再発行の場合（第3条各号に掲げる場合を除く。）を除き、申請者から手数料を徴収しない。

(検討)

第3条 法第18条の2第3項及び第11項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務手数料については、カード代替電磁的記録の利用状況等を踏まえ、検討を加えるものとする。

附 則（令和6年10月30日地情機規程第22号）

この規程は、令和6年10月30日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条にただし書を加える改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年5月1日地情機規程第12号）

この規程は、令和7年5月1日から施行する。